

業務指示書

南スーダン国マラカルタウン給水改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年5月15日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年5月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上水道に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（南スーダン 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年5月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
自然条件調査（測量、地質調査、水文調査）、社会条件調査
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(SSP1 = 32.366 円 , US\$1 = 94.19 円 , EUR1 = 120.55 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／上水道計画
施設設計1
施設設計2

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.57 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年6月7日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。
- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

プロポーザル評価表

南スーダン国マラカルタウン給水改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	6.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 業務主任/上水道計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 施設設計1	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 施設設計2	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

南スーダン共和国（以下、「南ス」国）は、長期の内戦の影響で都市インフラ整備・更新・維持管理が行われなかった結果、現状ではその多くが本来機能を果たせない状況にある。南スーダン三大都市の一つであるアッパーナイル州マラカルタウン（マラカル市街中心部約 24k m²）は、北スーダンやエチオピアとの貿易の拠点であり、周辺に石油資源も存在することから、今後一層経済的重要性が高まることを見込まれるものの、内戦を経て同タウンのあらゆるインフラは荒廃している。この中でも特に給水インフラの改善については、州政府も政策の筆頭に掲げている。

2010年の世帯調査によると給水率は67.7%（WASH Strategic Framework 2011）となっているが、南スーダン開発計画によるとアッパーナイル州の給水率は35%（2010年）と全10州の中で一番低い。マラカルタウンでは1937年及び1964年に建設された砂ろ過施設及び2000年代にスーダン政府が導入した膜処理施設の合計3基の浄水場を用いて南スーダン都市水道公社（SSUWC）が給水サービスを提供している。浄水場の標準耐用年数は50年程度とされ、ポンプ等の電気・機械設備は15年から20年毎に更新されるのが一般的であるが、これは維持管理がきちんと行われた場合の耐用年数である。SSUWC浄水場のうち、1937年系列及び1964年系列はいずれも建設後既に50年が経過しており、その間内戦による混乱で十分な維持管理ができなかったこともあり、老朽化が著しく進行している。現在は1937年系列及び1964年系列の2基の砂ろ過施設は設計能力である15,000m³の1/3程度の量にあたる4,800m³しか処理できず、処理水の水質はほぼナイル川原水の状態と変わらないことから浄水能力はほとんどない状態である。また、送配水管の老朽化及び慢性的な水圧不足によりサービスエリアも極めて限られている。現在の給水人口は浄水能力の不足と漏水等により約1.7万人と、人口約11万5千人（2011）の14%程度にとどまり、住民の多くは自らナイル川の水を汲むなどして原水のままの利用を余儀なくされている。今後、隣国との物流の結節点として発展が期待される同タウンにおいて、安全な水へのアクセスを改善することは、住民の健康改善や周辺地域も含めた経済発展を実現する観点から喫緊の課題であり、実際に7割の住民が給水インフラの改善が最大の課題であると訴えているのが現状である。

かかる状況の中、本プロジェクトは浄水施設を新設するとともに、52 kmにわたり老朽化した配水管網を更新し、高架水槽及び共同水栓を新設することで、一日15,000m³の飲料水を給水することを目的としている。従って、本調査は、要請内容の妥当性、先方実施機関の上水道施設整備及び施設運営・維持管理体制等を確認したうえで、対象地域における浄水／送配水施設整備に係るコンポーネントを検討し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

安全な水へのアクセス率が向上し、水を原因とした疾病の発生率が減少する。

(2) プロジェクト目標

対象地域の住民に対して安全な水が供給される

(3) 我が国への要請内容

1) 新規浄水場の建設

施設能力 15,000m³/日 (7,500m³/日の施設を2基)

2) 送配水管新規敷設 (52km)

送水管/配水管 ポリエチレン管 (PN10) 直径 50mm~300mm、

3) 高架水槽設置 (1,000m³) 10ヶ所程度

(4) 調査対象地域

アッパーナイル州マラカル市マラカルタウン

(5) 関係官庁・機関

主管官庁：南スーダン水資源省 (MWRI: Ministry of Water Resources and Irrigation)

実施機関：南スーダン都市水道公社 (SSUWC: South Sudan Urban Water Corporation)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の援助活動

1) 無償資金協力

「ジュバ市水供給システム改善計画」

2) 技術協力プロジェクト

「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備調査」(2006)

「ジュバ市水道事業計画調査」(2008)

「南部スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト」(2010)

「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」

3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、プロジェクト実施に対する日本政府無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費積算を行うとともにプロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、「南ス」国から要請のあった「マラカルタウン給水改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.

業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構が「南ス」国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査実施方針

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解の取り付けを行う2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議に出席し、内容を確認することとする。

1) 現地調査対処方針会議

インセプション・レポートを基に、調査方針や調査スケジュールの報告を行う。

2) 現地調査帰国時（帰国報告会、概略設計方針会議）

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

4) 報告書（案）説明調査帰国報告会

先方政府への説明を行った結果について、帰国報告会を行う。

(3) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル」の参照

本調査において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編・別冊を含む）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本プロジェクトの特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

(4) 当該分野の開発計画等の確認

「南ス」国における水・衛生セクターの上位計画等の政策文書を確認し、その中での本無償資金協力の位置付けを確認する。

(5) 既存資料の活用

当機構が実施している調査対象地域での開発調査型技術協力「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」の結果を十分活用し、調査の重複を避ける。

(6) 水源の確認

水源となる白ナイル川について、水利権の確認、水質分析、水位季節変動やその他安定的な水源としての妥当性を調査する。また、それら季節変動を考慮し効率的な取水施設の設計を検討するとともに、特に取水地点における濁質の沈降性を調査するとともに、年間濁度変化に関する既存データを確認する。

(7) マスタープランとの整合性

現在実施中の開発調査型技術協力「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」では、水・衛生分野を含むマスタープランの策定が進められている。このマスタープランでは、2022年を目標年次とした水需要予測と必要な給水体制を検討するとともに、未給水人口を対象とした緊急給水プロジェクトにて簡易浄水装置の設置や共同水栓の建設が進められている。本調査ではマスタープランを踏まえ、目標年次、給水人口等を設定する。

(8) 共同水栓を中心とした給水体制の推進

マラカルタウンでは、多くの住民はナイル川から直接取水した給水タンカーによる未処理で不衛生な水を飲料水としたり、自ら川の水を取水したりして利用せざるを得ない状況にある。また、給水人口 1.7 万人（人口の約 14%）のうち、共同水栓による給水が 85% を占めるものの、約 350 世帯（SSUWC からの聞き取り）が各戸給水を受けている。しかし、各戸給水の受益世帯には給水メーターが設置されておらず、従量制による料金徴収はなされていない。

現在実施中の「ジュバ市水供給システム改善計画」では、給水率 10% 程度と似たような状況にあった中、緊急かつ大幅に給水人口を増加させることを目的とし、共同水栓の建設をとおして浄水場で処理された安全な水をより広範囲に供給することを最優先とし、かかる方針を先方政府及び SSUWC と同意し、計画策定を行った。本プロジェクトの対象であるマラカルタウンにおいても、給水格差をなくし公平な給水を最優先することを基本方針とし、共同水栓を中心とした給水体制の推進を図る旨を先方政府に説明し、合意を得る。

(9) 配水管の更新

本プロジェクトの対象となっている 52km の配水管網の一部には戸別給水に接続されている個所があるが、メーターを設置せず割安な料金（5 米ドル～21 米ドル／月、給水管口径により料金差がある、2011 年）で無制限に使用可能な状態となっている。係る状況では浄水場施設の改修によって安全な水の供給量が増えても、現在未給水の地域に効率的かつ効果的に送配水できないだけでなく、各戸接続世帯による浄水の転売や無駄遣いなどのモラルハザードも起こりかねない。そのため、本プロジェクトでは上記基本方針に基づき、各戸給水接続は先方実施機関あるいは受益者負担とする旨先方政府に説明し、合意を得る。ただし、政策的な理由などから戸別接続を無視できない状況である場合は、メーターを設置し、従量制での料金徴収ができるようになるまでは、一定時間（1 日数時間等）に限った給水に留めるなどの対応を検討する。かかる検討の際、当機構から参加する調査団員が同行しない場合はテクニカルノートを作成する。

(10) 既存浄水場の扱い

既存浄水場は 70 年ほど前に建設されたもので、老朽化がひどく浄水機能がほとんどない。この浄水場の今後の取り扱いについて、修繕や維持管理に必要な追加コストや配水システム全体としての合理性等から総合的に判断し、廃棄することの妥当性を検討する。検討の結果については、「南ス」国側に説明し理解を得る。なお、新規に建設する浄水施設で転用できる施設や機材は費用対効果を検証したうえで対処を判断する。

(11) 高架水槽及び共同水栓のサイト選定

高架水槽及び共同水栓の設置場所は市内における給水の現況を確認し、可能な限り施設建設に必要な用地が容易に取得できるサイトを選定する。なお、高架水槽等の建設予定位置が決まり地盤調査等を行う際には、国連機関及び周辺住民に当該地域の安全性について確認する。

(12) SSUWC マラカル支所の事業実施及び運営・維持管理体制の確認

SSUWC の財務状況（予算体系や現在の収支状況等）を確認し、本事業に伴う維持管理費の増加や料金体系への影響（料金見直しの必要性）をジュバ本部及びマラカル支所にて考慮するとともに、施設の運転・維持管理に係る職員の技術力や施設の拡大に伴う人員の確保の現実性等を確認し、本プロジェクトを実施した際に十分な効果発現が期待できるか検討する。検討の結果、運営指導等の技術支援が必要と認められた場合はソフトコンポーネント計画を策定する。

なお、共同水栓における水道料金の徴収方法については、ジュバで実施中の技術協力プロジェクト「南部スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト」やマラカルにて実施中の開発調査型技術協力「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」等で得られた教訓や知見を踏まえ柔軟に検討する。

(13) 代替案の比較検討

「南ス」国内の他の浄水場の仕様、機材の調達状況、維持管理状況、薬剤等消耗品の調達状況等を確認し、新規浄水場の運営・維持管理が容易となるよう、施設や機材の選定に配慮する。加えて、効率がよく経済性の高い取水方式、浄水方法、送水方法を検討し、また環境社会配慮面も加味した上で、各コンポーネントについて複数案を比較検討し最適案を提案する。

(14) 施工計画及び積算上の留意点

マラカルタウンは隣国との物流の結節点として発展が期待されているものの、資材や機材の調達はケニアやウガンダからの輸入に頼っており、物価が高いうえ、変動が大きい。また、資機材及び重機類の輸送は通関、河川輸送等の理由から遅延しがちである。そのため、かかる状況に十分留意し、工期の延長や設計変更等が生じないよう施工計画等の作成と積算を行う。

(15) 環境社会配慮

本プロジェクトは浄水場建設や水利用に伴う環境・社会への影響が考えられることから、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)(以下、環境ガイドライン)に基づくカテゴリB案件と分類されている。そのため、本調査においては、IEEレベル(Initial Environmental Examination)の環境社会配慮調査を行い、主要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。併せて、「南ス」国の環境社会配慮手続きに関して、環境影響評価調査(EIA: Environmental Impact Assessment)等の法制度及び本プロジェクトにて履行すべき手続きについて明らかにし、必要に応じて手続きの実施を支援する。

(16) 類似案件の知見の活用

今後実施が予定されている無償資金協力「ジュバ市水供給システム改善計画」と現在実施中の技術協力プロジェクト「南部スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト」は、対象都市は異なるものの、類似する上水道案件であるとともに、実施機関は同じSSUWCであるため、その経験及び教訓を本調査に反映する。特に共同水栓の料金徴収方法、SSUWCの実施体制及び職員の能力の現状については十分に把握し、ソフトコンポーネントを含む本プロジェクトの計画策定に反映する。

また、開発調査型技術協力「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」では緊急プロジェクトとして簡易給水施設等の設置を行うとともに、共同水栓において料金徴収の導入を行う予定となっているため、資機材の調達や料金徴収を含む施設の運営・維持管理にかかる知見を活用する。

(17) 事業成果の内容検討・今後の評価計画

本プロジェクト実施により期待される成果としては、送水圧の適正化、無収水量（特に漏水）の削減、給水状況（水質、給水人口等）の改善が考えられる。限られた水資源の有効活用という観点も含めて、成果指標の内容を検討するとともに、そのベースライン等になる関連情報を収集する。なお、当機構は目標年次に合わせ事後評価を実施する予定である。

（18） 現地調査結果に係る先方との確認

現地調査の結果や検討結果のうち重要事項については、テクニカルノートを作成し、「南ス」国側と確認・合意を行い、設計・積算後の手戻りがないようにする。なお、テクニカルノートの作成に際し、機構（南スーダン事務所を含む）に事前確認を行う。

（19） 他ドナーとの調整・連携

これまで USAID が SSUWC マラカル支所を支援しており、2007 年に浄水場の機能回復を目的とした資機材（排水ポンプ、凝集剤及び塩素剤、水質試験器具等）が供与された。また、USAID は SSUWC マラカル職員の能力開発にかかる支援を計画しているとの情報もあるため、本調査では支援の重複がないよう、協力計画とその範囲を十分把握し、必要な調整及び連携を検討する。

（20） 先方負担事項

「南ス」国においてはこれまでジュバにおいて浄水施設関連の無償資金協力を実施しているが、本調査において無償資金協力事業の制度について十分説明し、先方負担事項の確実な履行を求めるとともに、これら負担事項に係る先方の責任機関について確認を行う。先方負担事項としては以下の項目が考えられるが、先方の実施能力、プロジェクトの効果発現への影響、工程への影響等を慎重に検討した上で、適切な先方負担事項の範囲を定める。また、事業実施に当たっての先方負担事項に関する予算措置や手続きについて、「南ス」国の主管省庁に対しても十分な説明を行い、了解を得る。

- 1) 施設建設用地取得
- 2) 電力供給
- 3) 免税手続き及び資機材の輸入手続き
- 4) 環境社会配慮手続き
- 5) 取水量増加のための水利権
- 6) 各戸給水管接続

（21） アスベスト対策

本プロジェクトにおいて、施設建設（改築、増築を含む）の計画／工事を行う場合、アスベストを含有する資材の採用／調達を行わないことを基本方針とする。また、アスベストを含有する資機材の調達についても同様とする。なお、既存の配管材はアスベスト製であり、除去作業及び除去後処理にかかるコスト・リスクを考慮して、更新する場合

は既存の管財は掘り起こさずに埋設したままとし、同管に平行したルートで新たな配管材を敷設することとする。

(22) 安全管理

マラカルタウンにおける一般治安は安定しており、日常生活、通常の事業実施の範囲内では特段の支障は想定されないものの、周辺州では部族間抗争、家畜をめぐる争い、一部民兵の動きが確認されることに加え、事業対象地域は南北国境上に位置するため治安悪化の要素を潜在的に有している。また、経済的にも物流の多くを北部に依存してきたことから、国境封鎖等による日常生活に受ける影響が顕著である。

このため、調査実施に当たっては、これらの状況を理解したうえで、別途機構の定める「マラカル滞在の手引き」における留意事項を厳守し、日常胃から情報収集に努め不要な外出は控える。

また、施工中の資機材の盗難や住民の侵入等にも留意し、計画的な施工のために必要な対策を提案し、計画に盛り込む。

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（国家計画、水・衛生セクタープログラム、統計資料、既存文献、無償資金協力準備調査報告書、基礎研究報告書等）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討したうえで、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

1) 要請内容の確認

先方実施機関との協議を通じ、要請内容を確認し、その背景、目的、内容、先方実施体制（組織、人員配置、予算等）、また、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

2) 水セクターの開発計画における本プロジェクトの位置付けの確認

「南ス」国水・衛生セクターの現況を調査する。調査に当たっては、既往案件報告書を最大限活用するとともに、以下の国家計画及びセクター関連文書の内

容と進捗を確認する。

- ・水政策 (Water Policy)
- ・水・衛生戦略的枠組み (Water, Sanitation & Hygiene Strategic Framework)

3) 実施済み・実施中の類似案件及び他ドナーの援助動向の調査

実施中の無償資金協力案件の現況、実施機関に対する他ドナー及び NGO 等の協力量針、協力内容、維持管理／衛生啓発の支援方針、ドナー協調の現状について調査し、本プロジェクトとの整合性、連携の可能性、教訓の反映等について整理する。

また、本調査の対象地域における他機関、他ドナー及び NGO 等の類似プロジェクトの有無、将来計画を確認し、重複を回避するとともに、対象地域の給水・衛生状況の分析に反映させる。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である SSUWC の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等の実施体制を確認する。

(5) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

3) 概略設計図

4) 施工計画／調達計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分(先方負担工事との区分)
- ・施工管理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程

(6) 環境社会配慮の検討

本プロジェクトは、JICA 環境カテゴリ B に区分されていることから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、ガイドライン)に基づき、環境社

会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等との協議の上、調査結果を整理する形で、ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- 2) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
- 3) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)～(12)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- 1) 用地取得・住民移転の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源

- 1 1) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 1 2) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(7) 相手国負担事業の確認

相手国負担事項（カウンターパートの配置、用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保等）並びに無償資金協力として事業を実施する際の「南ス」国の免税措置を整理する。

なお、本プロジェクトではサイト選定に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

(8) 本プロジェクトの協力範囲の協議

上記までの調査を踏まえ、対象地域における水道計画（将来計画人口、水需要予測・施設整備計画等）、既存浄水場の扱いを含めた浄水場毎の送配水方針と調整・整合させたいうえで、施設計画に向けた本プロジェクトの協力範囲（対象エリア・整備対象施設）を検討・協議し、書面で確認し先方政府の合意を得る。

(9) サイト状況（自然条件など）及び社会条件調査

調査仕様例は別添1及び別紙2のとおり。調査の具体的な項目、内容、仕様、数量等はプロポーザルにおいて提案する（現地再委託可）。社会条件調査に関しては、「アップーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」の調査結果も参照する。

(10) プロジェクトの運営・維持管理計画

- 1) 完成後、先方が行う維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 2) ソフトコンポーネント（運営指導等）、技術協力等による技術支援の必要性及び内容について検討する。なお、ソフトコンポーネントを検討する際は「ソフトコンポーネント・ガイドライン第3版（2010年10月）」に従いソフトコンポーネント計画を作成する。

(11) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

なお、積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト削減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト削減の可能性を十分に検討し、コスト削減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備費

本プロジェクトに関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じて以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提出する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア) 経済状況、市場変化に係るリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動に係るリスク

ウ) 自然条件に係るリスク（洪水等）

エ) 現地政府のガバナンスに係るリスク

オ) 治安状況に係るリスク

(1.2) 概要資料

概要資料（案）を11月上旬、概要資料を2014年2月上旬に提出する。なお、提出時期及び内容については、事前に機構と協議する。

(1.3) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。

(1.4) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。また、ベースライン調査

としてそれに係る現状調査や定量データの取得を行う。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、ベースライン調査のデータを基に可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。評価項目については、下記に加えて追加すべき指標がある場合はプロポーザルで提案することとする。なお、本プロジェクトについて、想定している定量的指標は以下の通り。

- 1) 増加給水人口
- 2) 増加給水量
- 3) 増加給水時間

(15) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(16) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記報告書(案)を「南ス」国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明する。

(17) 準備調査報告書等の作成

「南ス」国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 15 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 5 部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文 7 部
: 英文 7 部 |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文 2 部 |

(※コスト削減検討資料、事業費開発ドナー比較資料を含む)

- (6) 概要資料 (案) : 和文 6 部
- (7) 概要資料 : 和文 6 部及び CD-R1 枚
- (8) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 10 部及び CD-R1 枚
(※完成予想図含む) : 英文 (製本版) 20 部及び CD-R3 枚
: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R1 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 収集資料 : 収集した資料・データ及びそのリスト
- (11) 会議記録 : 概略設計方針会議、派遣前対処方針会議、
現地協議等の記録
(すべての記録について、会議実施後 4 日以内に提出すること)

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (8) については、様式等を規定していないが、(7) については「協力準備調査設計・積算マニュアル補完編」を、その他 (2) ~ (5)、(9) ~ (11) については、「無償資金協力に係る報告書作成のためのガイドライン」を参照することとする。

注 3) 協力準備調査報告書 (和文・製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書 (和文・簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の仕様 (印刷・製本及び電子化の仕様) は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(JICA ホームページからダウンロード可能) に定める内容に従うものとする。

注 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等は統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分留意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、かならず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2013年7月中旬より第一回現地調査を行い、2014年1月下旬に第二回現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2014年2月中旬までに概略事業費（無償）積算内訳書、概要資料、2014年4月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

工程名	2013年						2014年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
事前準備	■									
現地調査	■									
国内解析			■							
概要説明							■			
概要資料（案）提出					△					
概要資料提出								△		
報告書提出										△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

- (1) 調査人月：25.59M/M
- (2) 業務従事者構成（案）
 - 1) 業務主任／上水道計画（格付：2号）
 - 2) 施設設計1（格付：3号）
 - 3) 施設設計2（格付：3号）
 - 4) 運営・維持管理／社会条件調査
 - 5) 環境社会配慮
 - 6) 機械・電気設備計画
 - 7) 調達・施工計画／積算

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

先方との協議には参加が必要と思われる団員のみが参加する（業務の効率化のために一部団員が協議と別の行動を行うことや途中からの参加を行うことも可能）

3. 配布資料

「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」インテリムレポート（案）抜粋（英語）、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」、

4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査工程（案）

（1）第一回現地調査

1) 団員構成：総括

上水道施設

計画管理

2) 調査行程：約 12 日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地踏査を通じて、本プロジェクト内容の大枠及び調査実施方法について先方実施機関と合意し、これを協議議事録に取り纏める。

（2）第二回現地調査

1) 団員構成：総括

上水道施設

計画管理

2) 調査行程：約 12 日間

3) 目的：準備調査報告書（案）について、先方実施機関の基本的な同意を得、これを協議議事録に取り纏める。

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務の経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することができる。

（1）自然条件調査（測量、地質調査、水文調査）

（2）社会条件調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託については別見積りとする。

6. その他留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5 および様式-6 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任（及び日本から参团する通訳団員）は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 一般管理費の加算

本業務の対象地域は治安面で十分に安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での業務が必要とされている。このため、一般管理費率について 10%を上限として一般管理費を加算できるものとする。

(別紙1)

南スーダン共和国「マラカルタウン給水改善計画」準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：概略設計レベルの施設計画策定に必要な情報を把握する

内容：浄水場、取水施設、配水地建設予定地及び送配水管敷設予定地の平板測量、路線測量、水準測量等

(2) 地質調査

目的：構造物建設の位置決定、基礎設計や施工計画・積算のために必要な地質情報を把握する。

内容：浄水場予定地内及び取水施設予定地、高架水槽予定地等における地耐力調査（ボーリング調査）、標準貫入試験、載荷試験、サンプリング、室内試験等

(3) 水文調査

目的：水源の水質、流量や水位等の季節変動等を確認し浄水処理施設及び取水施設の施設計画策定に際し必要となる情報を把握する。

内容：河川水位、流量、水質試験、濁度変化、濁質の沈降性等

以上

南スーダン共和国「マラカルタウン給水改善計画」準備調査にかかる
社会条件調査仕様書

1. 目的

社会条件調査は、本協力準備調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける住民の意識、生活環境などの社会条件を的確に把握するもので、これにより対処施設に求められる適切な機能や規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容を勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルで提案するものとする。

なお、必要な社会条件調査は協力準備調査の中で行うことを原則とする。ただし、協力準備調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、また協力準備調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、詳細設計以降にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

目的 対象都市の住民意識、水利用実態等を把握する。

内容 住民意識、衛生状態、給水現況、所得水準、水道利用状況（用途、水汲みの回数及びそれに係る時間、各戸給水接続世帯の水利用状況等）、水道料金支払意思額（接続料金、水道料金等）、水因性疾患の罹患状況等のアンケート調査、インタビュー調査

以上